

技術情報検討会について

平成 29 年 10 月 25 日
原子力規制庁

本年 7 月の原子力規制庁の組織改編及び 9 月の原子力規制委員長の交代等に伴い、技術情報検討会（検討会）の進め方等について以下の通り改めて整理する。

1. 目的

- 検討会は、国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を、規制に反映させる必要性の有無について、整理し認識を共有することを目的とする。
 - ① 国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に対するスクリーニング状況の報告及びスクリーニングの結果抽出された案件について、規制に反映させる必要性の有無と作業担当課の指定
 - ② 海外における規制の動向に係る情報（各国の規制機関等、国際機関）から得られる知見について、規制に反映させる必要性の有無と作業担当課の指定
 - ③ その他、規制経験、安全研究、学術的な調査・研究及び必要に応じ放射線防護から得られる知見について、規制に反映させる必要性の有無と作業担当課の指定。
- また、抽出された案件の進捗状況も確認する。

2. メンバー等

<メンバー>

- 原子力規制委員及び原子力規制庁の関係課長等で構成（参考 1）することとし、検討される議題に関係しない課長等の出席は任意とする。
- 放射線防護から得られた知見について議題とする場合は、放射線防護グループ内の関係課が出席するものとする。

<議題登録>

- 1. ①については、原子力規制企画課が、1. ②③については、新知見を認識した課が、事務局と調整のうえ、議題登録することとする。（1. ①のスクリーニング手順は参考 2 のとおり）
- 指定された作業担当課が規制反映等に向けた対応を行うとともに、事務局が進捗管理表を作成し、その進捗状況を定期的に確認することとする。既に、別の会議等で議論されているものは、案件のみを下記の進捗管理表に登録する。
- また、放射線防護に関する知見についても、放射線防護グループ各課の判断により必要に応じ、上記と同様に取り扱うこととする。

<事務局>

- 事務局は、原子力規制企画課が主たる業務を行い、議題に応じて検査監督総括課及び技術基盤課が協力する。

3. 公開性

- 情報公開法第5条の不開示情報が含まれることが多く、それらの情報に触れずに議論することは困難であるため、これまで同様に、会議は非公開、資料や議事概要は不開示情報を除き公開する。

4. 開催頻度

- 原則、2か月に1回程度の頻度で開催する。

5. 炉安審・燃安審及び原子力規制委員会への報告

<炉安審・燃安審>

- 1. ①、②にかかる結果については、炉安審・燃安審に四半期毎を目途に報告する。

<原子力規制委員会>

- 1. ①、②にかかる結果については、炉安審・燃安審を経て、定期的に原子力規制委員会に報告する。1. ③にかかる結果は、作業担当課が基準等の見直し方針案等として原子力規制委員会に直接報告する。

(参考資料)

参考1 技術情報検討会名簿

参考2 国内外の事故トラブルに係る情報の収集・分析等の進め方(案)

以上

技術情報検討会名簿

原子力規制委員会：	
原子力規制委員（1名）	
原子力規制庁：	
長官官房	原子力規制技監 緊急事態対策監 審議官（2名） 総務課国際室長 地域連携推進官
技術基盤グループ	技術基盤課長 安全技術管理官（システム安全担当） 安全技術管理官（シビアアクシデント担当） 安全技術管理官（核燃料廃棄物担当） 安全技術管理官（地震・津波担当）
原子力規制部	原子力規制部長 原子力規制企画課長
同部審査グループ	安全規制管理官（実用炉審査担当） 安全規制管理官（研究炉等審査担当） 安全規制管理官（核燃料施設審査担当） 安全規制管理官（地震・津波審査担当）
同部検査グループ	検査監督総括課長 安全規制管理官（実用炉監視担当） 安全規制管理官（専門検査担当） 安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：	
規制情報分析室長	

事務局： 原子力規制部原子力規制企画課
（議題に応じて検査監督総括課及び技術基盤課が協力する。）

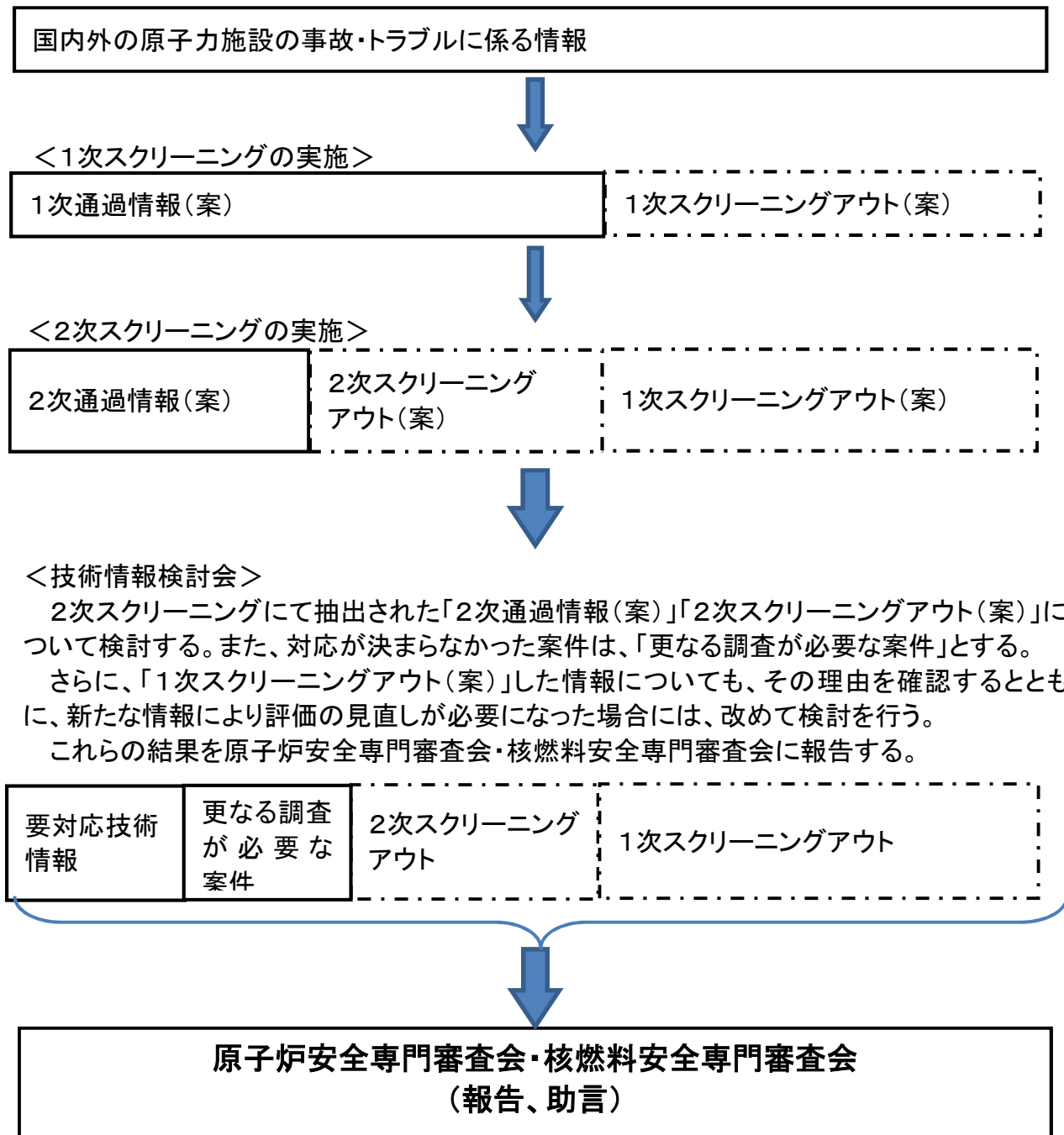
※：放射線防護から得られた知見について議題とする場合は、放射線防護グループ内の関係課が出席するものとする。

国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報の収集・分析等の進め方

平成 29 年 10 月 25 日

原 子 力 規 制 庁

原子力規制庁では、以下のフローにて国内外の原子力施設（実用発電用原子炉、研究開発段階発電用原子炉、加工施設、試験研究用原子炉等、使用済み燃料の貯蔵施設、再処理施設、核燃料物質等廃棄物埋設・管理施設、使用施設等）の事故・トラブルに係る情報の収集・分析をしている。なお、緊急性の高い事案は、フローを一部スキップすることがある。



○情報収集・分析方法の具体的な手順

1. 1次スクリーニング

(1) 趣旨

国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報を収集・分析し、我が国の安全規制に関連する可能性のある情報を「1次通過情報（案）」として抽出することを目的とする。

(2) 実施者

原子力規制部原子力規制企画課とする。なお、スクリーニング案件により、必要な庁内識者が参加する。

(3) 検討対象とする情報

A. 海外情報

以下に示す米国原子力規制委員会（NRC）や国際原子力機関（IAEA）の情報を中心に収集。

- (a) NRC Bulletins（通達）
- (b) NRC Generic Letters（共通書簡）
- (c) NRC Information Notices（情報通知）
- (d) NRC Regulatory Issue Summaries（規制問題要約）
- (e) IAEA International Reporting System for Operating Experience（事象報告システム）
- (f) 海外規制当局の発信する情報

B. 国内情報

- (a) （一社）原子力安全推進協会が提供するニューシア（NUCIA：NUCclear Information Archives）
- (b) IINET システム（Incident Information Network system）

(4) 1次スクリーニング基準

別紙参照

2. 2次スクリーニング

(1) 趣旨

「1次通過情報（案）」のうち、技術・規制の両視点より、何らかの規制対応に向けて更なる検討が必要な情報を「2次通過情報（案）」として抽出し、残りを「2次スクリーニングアウト（案）」として処理することを目的とする。

(2) 実施者

技術基盤グループ：

技術基盤課、システム安全研究部門、シビアアクシデント研究部門、核燃料廃棄物研究部門、地震・津波研究部門

原子力規制部：

実用炉審査部門、研究炉等審査部門、核燃料施設審査部門、地震・津波審査部門、検査監督総括課、実用炉監視部門、専門検査部門、核燃料施設等監視部門、原子力規制企画課*

*事務局兼任

技術基盤グループのメンバーは、主に技術的な視点にて分析を行い、原子力規制部のメンバーは、技術的視点に加え、規制対応を考慮した視点にて分析を行うこととする。なお、スクリーニング案件により、必要な庁内識者が参加する。

- (3) 検討対象となる情報
1次通過情報（案）

以上

1次スクリーニング基準

改定 平成29年10月25日

[スクリーニングの趣旨]

国内外の原子力施設（実用発電用原子炉、研究開発段階発電用原子炉、加工施設、試験研究用原子炉等、使用済み燃料の貯蔵施設、再処理施設、核燃料物質等廃棄物埋設・管理施設、使用施設等）の事故・トラブルに係る情報を収集・分析し、我が国の安全規制に関連する可能性のある情報を「1次通過情報（案）」として抽出することを目的とする。

[スクリーニング手順]

1次スクリーニングは、下記スクリーニング基準により「1次通過情報（案）」を抽出し、2次スクリーニングへ移行させる。

[1次スクリーニング基準]

以下の各項のいずれかに該当した場合には、スクリーニングアウトとする。いずれにも該当しない場合には、「1次通過情報（案）」とし、2次スクリーニングに移行する。

- ① 原子力施設・原子力安全に関する情報ではないことが明確である。
- ② 当事国もしくは当該事業者特有の問題であり、我が国の原子力施設への反映事項がないことが明確である。
- ③ 我が国の原子力施設とは設備構成が異なることから、我が国で同様の事故・故障等の発生は考えにくい。
- ④ 同様の事故・故障等に対しては、我が国では対策を実施済みであるか、あるいは、現行規制で対応できている。
- ⑤ 当事国において軽微な事象とみなされる場合など、原因や教訓等の情報が得られない場合。ただし、原因や教訓等を含む情報や傾向分析情報が得られた際には、新たにスクリーニングを行う。
- ⑥ 別の組織等で既に検討が開始されているため、ここでの検討は不要である。ただし、別の組織等での検討内容はフォローする。

上記「原子力施設・原子力安全に関する情報」とは、具体的には以下のものである。

- ア. 次のような安全機能の喪失につながる安全上重要な機器の劣化
 - 原子炉を有する施設において、原子炉を停止し、安全な状態に維持する機能
 - 原子炉を有さない施設において、未臨界状態を維持する機能・仕様
 - 残留熱を除去する機能
 - 放射性物質の放出管理（抑制）機能
- イ. 想定外のプラント応答を生じさせる過渡事象、若しくは、安全上重要な機器にダメージを与える過渡事象
- ウ. 原子力施設の安全性に重大な影響を及ぼす不適切な運転員の操作、若しくは機器

の性能低下に伴う過渡事象

- エ. 原子炉を有する施設において、原子燃料の健全性、一次冷却材圧力バウンダリー、若しくは重要な関連構造物の機能低下
- オ. 原子炉を有する施設において、複合的な要因による原子炉スクラム（ただし、機器故障、運転員の不適切な操作、外的事象に起因するものに限る）
- カ. 次の分野におけるプログラム上の不具合で、プラント応答の劣化となる過渡事象へと至るもの
 - 設計分野
 - 解析分野
 - 機器のメンテナンス分野
- キ. 予想を超える、または規制制限値を上回る計画外の被ばく線量
- ク. 規制制限値を上回る放射性物質の放出
- ケ. 他系統や他のプラントに影響（波及）する可能性のある事象で、結果的に安全上重大な事象に進展する可能性のあるもの。
- コ. 不適切な傾向：類似（又は同じ）事象が繰り返して発生する場合（潜在的な可能性も含む）
- サ. 新たな故障モード（潜在的なものを含む）、システム相互作用、材料状態、材料の劣化など規制機関や事業者にとって有益な事象
- シ. 政府機関の関心事項（公衆、メディア、議会、政府等に取り上げられた事項、若しくは取り上げられる可能性のある事項）